

**第5期厚真町障がい福祉計画
第1期厚真町障がい児福祉計画
(案)**

平成30年度～平成32年度

厚真町

目 次

| | | |
|------------|-----------------------------------|------------|
| 第 1 | 計画の概要 | 2 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 計画の位置付け | 3 |
| 3 | 計画の対象者 | 3 |
| 4 | 計画の期間 | 3 |
| 5 | 計画期間中の見直しについて | 3 |
| 第 2 | 障がい者・児の状況 | 4 |
| 1 | 身体障がい者・児の状況 | 4 |
| 2 | 知的障がい者・児の状況 | 4 |
| 3 | 精神障がい者・児の状況 | 5 |
| 第 3 | 障害福祉サービス等の数値目標 | 6 |
| 1 | 平成 3 2 年度の数値目標 | 6 |
| 第 4 | 障害福祉サービス等の必要見込量 | 8 |
| 1 | 障害福祉サービスの必要見込量 | 8 |
| 2 | 地域生活支援事業の必要見込量 | 1 1 |
| 第 5 | 計画推進のための具体的な取り組み | 1 5 |
| 第 6 | 計画の推進管理 | 1 5 |

第 1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の障がい福祉制度は、平成15年4月に従来の「措置制度」から「支援費制度」に転換されることにより、行政がサービスの利用先や内容を決めていたものが、障がいのある方の自己決定に基づきサービスを利用できるようになりました。

その後、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障がいの状態を示す全国共通の尺度「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）が導入されました。

さらに、平成25年4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」となり、障がい者の範囲に難病等が追加されるなどしました。

第5期厚真町障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第一条の二に掲げられている「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。」という基本理念を実現するため、また、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられること等を踏まえ、障害者総合支援法第88条及び改正児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成29年3月31日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、業務が円滑に実施できるよう、「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」等の提供体制の確保に係る目標、種類ごとの必要な量の見込み等を定めるものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一帯の計画として策定するものです。

3 計画の対象者

この計画の対象者は下記のとおりです。

○障害者：障害者総合支援法に規定される下記の方

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

○障害児：児童福祉法第4条第2項に規定される下記の方

（児童福祉法において、「児童」とは、満18歳に満たない者）

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む）
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

4 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

5 計画期間中の見直しについて

計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などにより、必要な場合は適宜計画の見直しを行うこととします。

第2 障がい者・児の状況

1 身体障がい者・児の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度末（平成29年3月31日現在）301人です。平成25年度末（平成26年3月31日現在）と比較して微増傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者

| 区 分 | 平成28年度末 | 平成25年度末 |
|-------------|---------|---------|
| 肢体不自由 | 215 | 209 |
| 聴覚障がい | 28 | 26 |
| 視覚障がい | 9 | 10 |
| 音声・言語・咀嚼障がい | 0 | 0 |
| 内部障がい | 49 | 47 |
| 合 計 | 301 | 292 |
| 人口に占める割合 | 6.46% | 6.20% |

2 知的障がい者・児の状況

療育手帳の所持者数は、平成28年度末（平成29年3月31日現在）61人です。平成25年度末（平成26年3月31日現在）と比較してほぼ横ばいの傾向です。

■療育手帳所持者

| 区 分 | 平成28年度末 | 平成25年度末 |
|----------|---------|---------|
| 療育手帳 A判定 | 30 | 28 |
| 療育手帳 B判定 | 31 | 32 |
| 合 計 | 61 | 60 |
| 人口に占める割合 | 1.31% | 1.27% |

3 精神障がい者・児の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年度末（平成29年3月31日現在）11人です。平成25年度末（平成26年3月31日現在）と比較してほぼ横ばいの状況です。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成28年度末（平成29年3月31日現在）37人です。平成25年度末（平成26年3月31日現在）と比較してこちらもほぼ横ばいの状況です。

■精神障害者保健福祉手帳所持者

| 区 分 | 平成28年度末 | 平成25年度末 |
|----------|---------|---------|
| 1 級 | 2 | 12 |
| 2 級 | 8 | |
| 3 級 | 1 | |
| 合 計 | 11 | 12 |
| 人口に占める割合 | 0.24% | 0.25% |

■自立支援医療（精神通院）受給者

| 区 分 | 平成28年度末 | 平成25年度末 |
|-----------------|---------|---------|
| 自立支援医療（精神通院）受給者 | 37 | 36 |
| 合 計 | 37 | 36 |
| 人口に占める割合 | 0.79% | 0.76% |

第3 障害福祉サービス等の数値目標

1 平成32年度の数値目標

障がい者・児の自立を支援する観点から、次のような数値目標を設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|-------------|--------|--------|---|
| | 平成28年度 | 平成32年度 | |
| 地域生活移行者数 | | 1人 | 平成29年3月31日の施設入所者数のうち、平成32年度末において9%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定 |
| 施設入所者数 | 32人 | 31人 | |
| 施設入所者の減少見込数 | | 1人 | |
| 施設入所者数 | 32人 | 31人 | |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|---------|--------|--------|--|
| | 平成28年度 | 平成32年度 | |
| 協議の場の設置 | 無し | 有り | 平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|------------------|--------|--------|---|
| | 平成28年度 | 平成32年度 | |
| 地域生活支援拠点等の整備（箇所） | 1箇所 | 1箇所 | 地域生活支援拠点については、東胆振圏域地域生活支援拠点事業に関する協定書（苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町）に基づき、平成28年4月から苫小牧市に事業の実施を委託しています |

(4) 福祉施設から一般就労への移行目標

①一般就労移行者数

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|------------|--------|--------|---|
| | 平成28年度 | 平成32年度 | |
| 年間一般就労移行者数 | 0人 | 1人 | 平成32年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数 特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定 ※平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定 |

②就労移行支援事業所利用者数

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|---------------|--------|--------|--|
| | 平成28年度 | 平成32年度 | |
| 就労移行支援事業所利用者数 | 1人 | 1人 | 平成32年度末の就労移行支援事業所利用者数が、平成28年度利用者数から2割以上増加することを基本として、地域の実情を踏まえて設定 |

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|--------------|--------|--------|--------------------------|
| | 平成28年度 | 平成32年度 | |
| ア 児童発達支援事業所 | 0箇所 | 1箇所 | 平成32年度末までに市町村内に確保予定の事業所数 |
| イ 放課後等デイサービス | 0箇所 | 1箇所 | |

②医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制確保

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|-----------------|--------|--------|----------------------|
| | 平成28年度 | 平成32年度 | |
| ア 協議の場の設置 | 無し | 有り | |
| イ コーディネーターの配置人数 | 0人 | 1人 | 市町村におけるコーディネーターの必要人数 |

第4 障害福祉サービス等の必要見込量

1 障害福祉サービスの必要見込量

(1) 日中活動系サービスの必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------|-----|--------|--------|--------|
| 療養介護 | 人/月 | 2 | 2 | 2 |
| 生活介護 | 人/月 | 36 | 36 | 36 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練（生活訓練） | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練（宿泊型） | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 就労移行支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 就労継続支援A型 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 就労継続支援B型 | 人/月 | 11 | 12 | 13 |
| 就労定着支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所（福祉型） | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 短期入所（医療型） | 人/月 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

| | |
|----------------|--|
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 自立訓練 （機能訓練） | 身体障がいのある方などに対して、理学療法、作業療法、必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。 |
| 自立訓練 （生活訓練） | 知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。 |
| 宿泊型 自立訓練 | 知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。 |
| 就労移行支援 | 就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。 |
| 就労継続支援 A型 | 企業等に就労することが困難な方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 就労継続支援 B型 | 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 就労定着支援 | 一般就労に移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。 |
| 短期入所 | 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

(2) 居住系サービスの必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|-----|--------|--------|--------|
| 自立生活援助 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 | 人/月 | 15 | 15 | 15 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 32 | 32 | 32 |

【サービスの内容】

| | |
|--------|--|
| 自立生活援助 | 定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 |
| 共同生活援助 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

(3) 訪問系・その他サービスの必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------|-----|--------|--------|--------|
| 居宅介護 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 重度訪問介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 同行援護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 行動援護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 重度障害者等包括支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

| | |
|------------|--|
| 居宅介護 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。 |

(4) 相談支援の必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画相談支援 | 人/年度末月 | 6 | 6 | 6 |
| 地域移行支援 | 人/年 | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 人/年 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

| | |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等を退所する障がい者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。 |

(5) 障害児支援サービスの必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 児童発達支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 医療型児童発達支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 人/月 | 4 | 3 | 3 |
| 保育所等訪問支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉型障害児入所施設 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 医療型障害児入所施設 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 人/年度末月 | 1 | 1 | 1 |

【サービスの内容】

| | |
|------------|---|
| 児童発達支援 | 地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。福祉サービスに併せて治療を行うのが医療型です。 |
| 放課後等デイサービス | 学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。 |
| 障害児入所施設 | 障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。 |
| 障害児相談支援 | 障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。 |

2 地域生活支援事業の必要見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施数 | 1 | 1 | 1 |

【サービスの内容】

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|
| 自発的活動支援事業 | 実施数 | 1 | 1 | 1 |

【サービスの内容】

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------------|------|--------|--------|--------|
| 障害者相談支援事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | 設置数 | 1 | 1 | 1 |
| 市町村相談支援事業機能強化事業 | 実施数 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施数 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

| | |
|-----------------|---|
| 相談支援事業 | 障がい者等、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。 |
| 基幹相談支援センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施等を行います。 |
| 市町村相談支援事業機能強化事業 | 市町村における相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。 |
| 住宅入居等支援事業 | 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。 |

(4) 成年後見制度利用支援事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------------|----|--------|--------|--------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------------|-----|--------|--------|--------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施数 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------------|----|--------|--------|--------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| 手話通訳者設置事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等の派遣等を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

| 種別 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| 介護訓練支援用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |
| 自立生活支援用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |
| 在宅療養等支援用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |
| 排泄管理支援用具 | 件数 | 144 | 144 | 144 |
| 居宅生活動作補助用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

【日常生活用具の種類】

| 種別 | 日常生活用具 |
|-------------|---|
| 介護訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具、便器、歩行補助杖（T字杖又は棒状の一本杖）、移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）、頭部保護帽、特殊便器、火災報知機、自動消化器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人口喉頭、点字図書 |
| 排泄管理支援用具 | 蓄尿袋、蓄便袋、紙おむつ等、収尿器 |
| 居宅生活動作補助用具 | 居宅生活動作補助用具（住宅改修） |

(8) 手話奉仕員養成研修事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

(9) 移動支援事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|----|--------|--------|--------|
| 移動支援事業 | 人 | 5 | 4 | 4 |

【サービスの内容】

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。

(10) 地域活動支援センター事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------------|----|--------|--------|--------|
| 地域活動支援センター事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

(11) その他の事業

日中一時支援事業

| サービス名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------|----|--------|--------|--------|
| 日中一時支援事業 | 人 | 2 | 1 | 1 |

【サービスの内容】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

第5 計画推進のための具体的な取り組み

1 住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現

障がい福祉に関する制度等の理解や周知を図るとともに、障がいのある人のニーズや相談内容に応じて、各種福祉サービス等の紹介、福祉サービス事業者との連絡調整等の支援を行い、障がいのある人やご家族等の日常生活や社会参加を支援することで、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会を目指します。

2 福祉施設入所者の地域生活・一般就労への移行

福祉施設や入所者のサービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所の担当者等と連携をとり、福祉施設入所者で地域生活・一般就労への移行を希望される方について、本人の意向を尊重しながらサービスの調整等を支援します。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を支援する、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えないとされていることから、北海道や東胆振圏域4市町（苫小牧市・白老町・安平町・むかわ町）と連携し、設置を検討します。

4 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、東胆振圏域地域生活支援拠点事業に関する協定書（苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町）に基づき、平成28年4月から苫小牧市に事業の実施を委託していますが、今後も地域生活支援拠点事業所と連携を取りながら、障がいのある人の高齢化・重度化等に対応します。

5 障がい児支援の提供体制の整備

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保については、地域における課題を整理し検討します。医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制確保については、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えないとされていることから、北海道や東胆振圏域4市町（苫小牧市・白老町・安平町・むかわ町）と連携し、設置を検討します。

第6 計画の推進体制

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の各年度のサービスの状況や、数値目標の達成状況等を把握し、点検、評価するとともに、厚真町地域自立支援協議会からの意見を踏まえながら、事業を実施していきます。

**第5期厚真町障がい福祉計画
第1期厚真町障がい児福祉計画**

発 行：平成30年3月

編 集：厚真町 町民福祉課 福祉グループ

住 所：〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電 話：0145-26-7872

F A X：0145-26-7733